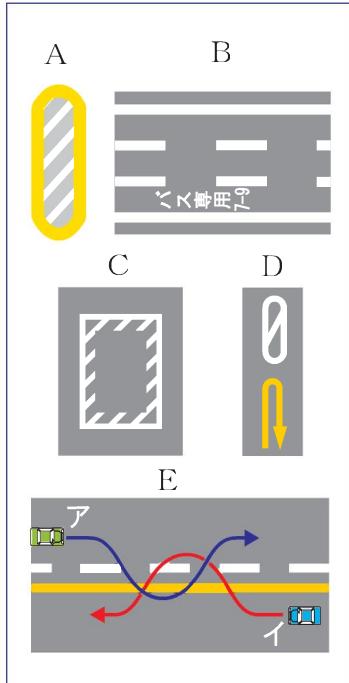


7月の安全運転のポイント 平成30年7月号

道路標示とは、ペイントやびょうなどにより路面に示された線や記号、文字をいいます。安全運転をするためにはそれらの意味を正しく理解しておくことが大切です。そこで今回は、道路標示に関するクイズを作成しましたので、ご自分の理解度をチェックしてみてください。

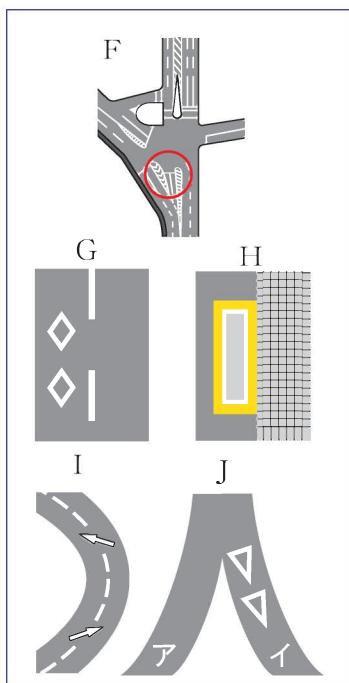
1 次の規制標示に関する設問について、内容が正しければ○、間違っているれば×を選択してください。

- 1 Aの標示は、駐車禁止部分を示しており、いかなる理由があろうと、この標示の部分に入って駐車してはならない。 ······ (○ ×)
- 2 Bの標示は、午前7時～午前9時の間は、バス以外の全ての車両は通行できない。 ······ (○ ×)
- 3 Cの標示は、停止禁止部分を示しており、その中で停止するおそれがあるときは、進入してはならない。 ······ (○ ×)
- 4 Dの標示は、転回（Uターン）ができる区間の始まりを示している。 ······ (○ ×)
- 5 Eの標示で示されたセンタークレーンのある区間では、アの車は追越しのために道路の右側部分にはみ出して通行できるが、イの車は追越しのために道路の右側部分にはみ出して通行することはできない。 ····· (○ ×)



2 次の指示標示に関する設問について、内容が正しければ○、間違っているれば×を選択してください。

- 1 Fの標示は、導流帯であり、車の通行を安全で円滑に誘導するために、車が通らないようにしている道路の部分を示している。 ····· (○ ×)
- 2 Gの標示は、前方に見通しの悪い交差点があることを示している。 ····· (○ ×)
- 3 Hの標示は、安全地帯を示しており、車はその中を通行するときは徐行しなければならない。 ······ (○ ×)
- 4 Iの標示は、勾配の急な道路の曲がり角付近で、道路の中央から右の部分を通行することができることを示している。 ······ (○ ×)
- 5 Jの標示がある道路イの前方に交差する道路アのほうが優先であることを示している。 ······ (○ ×)





正解と解説

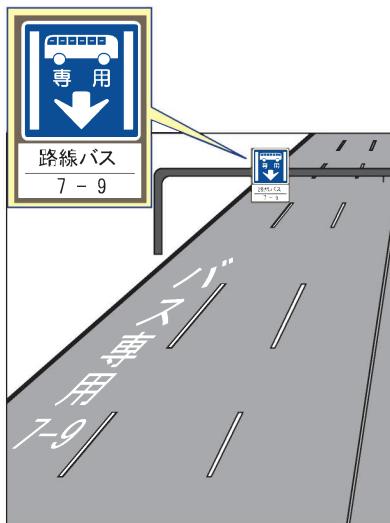
1 1-× 2-× 3-○ 4-× 5-○

- Aの標示は「立入り禁止部分」を示したものです。車両が通過したり車体の一部が入ってはいけません。
- Bの標示は、午前7時～午前9時までバスの専用通行帯（路線バスは右参照）であることを示していますが、バス以外でも小型特殊自動車、原付自転車、軽車両は通行することができます。また、それ以外の自動車も左折のために左側に寄るときや緊急車両を避けるためにやむを得ない場合などは通行することができます。これと類似した標示に「路線バス等優先通行帯」があります。この通行帯は他の自動車も通行可能ですが、後方から路線バス等が接近してきたときは優先通行帯から出なければいけません。
- 設問のとおりです。停止禁止部分とは消防署の前など、車両等が停止することで著しい支障をおよぼす部分をいいます。
- Dの標示は転回（Uターン）禁止区間の終わりを示しています。
- 設問のとおりです。黄色の線の規制標示は「追越しのための右側部分はみ出し通行禁止」を示しているため、イの車は右側にはみ出してはいけません。

2 1-× 2-× 3-× 4-○ 5-○

- Fの標示は導流帯を示しています。車両を円滑に誘導するための標示ですが、導流帯を通行すること自体は違法ではありません。ただし、導流帯に沿って走行している前車などと衝突する危険がありますから、導流帯の通行は十分な注意が必要です。
- Gの標示は、前方に横断歩道または自転車横断帯があることを示しています。
- Hの標示は安全地帯ですが、車両が進入することはできません。安全地帯には、乗合自動車の停留所で乗降する者の安全を確保するためのものなどがあります。
- 設問のとおりです。勾配の急な曲がり角付近で、一方が崖になっているなど、左側を通行することが危険な場所に標示されています。ただし、右側へのみ出し方はできるだけ少なくなるようにしなくてはいけません。
- 設問のとおりです。Jの標示がある場所は、前方の交差道路が優先であることを示しているため、交差道路の車両の通行を妨害してはいけません。

【参考】路線バスの専用通行帯



路線バス専用の場合は、路面標示のほか、専用通行帯の標識の下に「路線バス」という補助標識が付けられています。



「お問い合わせ先」

帝人エージェンシー株式会社 保険部
〒550-8587 大阪市西区土佐堀1-3-7 肥後橋シミズビル16階
TEL 06-6459-5100 FAX 06-6459-6045
E-mail hoken@teijin.co.jp